

倉吉市がけ地近接等 危険住宅移転事業のご案内

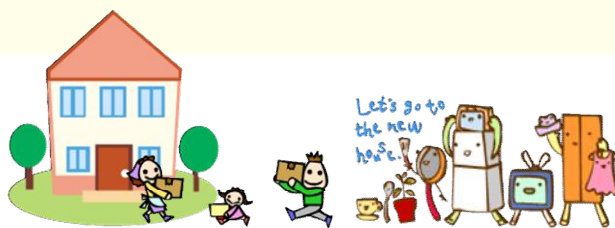
がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地滑り、津波、高潮、出水等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、移転者に危険住宅等の除却に要する経費と新築する住宅の建設や土地の取得等に要する経費に対して補助金を交付する制度です。

危険住宅とは？

がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地滑り、津波、高潮、出水等の危険が著しい以下の区域内にある住宅です。

- ① 鳥取県建築基準法施行条例(以下「県条例」という。)に基づき指定した災害危険区域
- ② 県条例で建築を制限しているがけ付近の区域(通称「がけ条例」の区域)
- ③ 土砂災害特別警戒区域
- ④ 土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域(基礎調査を完了したもの)
- ⑤ 災害救助法の適用を受けた区域(事業着手時点で過去3年間以内)

補助金の概要



事業区分	補助対象経費	補助金の限度額
危険住宅の除却	危険住宅の除却工事に要する経費	1戸当たりの上限 150万円 または 3万3千円/m² (非木造住宅の場合は4万7千円)* のいずれか低い額
引越し費用等	危険住宅の除却に伴う動産移転費や仮住居の確保等に要する経費	1戸当たりの上限 97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入(これに必要な土地の購入及び造成を含む。)のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利子相当額 ※利率の上限は8.5%	1戸当たりの上限 731万8千円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 建物の上限 465万円 土地の上限 206万円 造成の上限 60万8千円 </div>

【ご注意】 ●**工事着手(契約)前**に補助金の申請及び交付決定が必要です。
●補助の対象となるかどうか、事前にご相談ください。

*令和8年度における単価額

お問合せ先

倉吉市 建築住宅課 建築指導係(本庁舎3F)
〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722
TEL:0858-22-8175 FAX:0858-22-8140
Email:kenchiku_shido@city.kurayoshi.lg.jp


建築住宅課
WEBサイト

